

一般社団法人日本ダイレクトメール協会 会員向け ロゴマークの使用ルール

(使用の可否で迷った場合はお気軽に事務局までお問合せ下さい)

平成 18 年 5 月 31 日制定
平成 24 年 7 月 13 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正

1) ロゴと協会名

- ①会員が自社の広報等で当協会のロゴを用いる場合、原則として「ロゴと協会名はセット」で扱うこととする。
- ②表記は『一般社団法人 日本ダイレクトメール協会会員』で統一することとする。
(協会封筒や本紙、右上にあるロゴ表記は「協会」が使用するもののため、文字表記が異なります)
- ③ロゴ・サイズは左右 25 mm 以上は「ロゴの下」に協会名を表記する。



2) サイズ縮小にかかる特例

- ①左右サイズ 25 mm 以下は協会名をロゴの右に並列し、協会名の文字は任意の大きさとする。



3) ロゴのカラー

- ①グリーン (C85%, Y85%, M40%) とグリーンアミ (C35%, Y40%, M5%)
- ②黒/スミ (K95%) とスミアミ (45%)

4) 使用事例

- ①各会員企業の個々の商品やサービスが、DM協会の認証を受けているような印象を与えたり、誤解を招く恐れのあるような使い方はできません。

	会社のHP	個人のHP	会社の封筒	名 刺	会社が差出すDMなど
正会員=企業会員	○	×	○	○	申請制 ※
準会員=個人会員	×	○	×	△本人分のみ	×

- ②準会員は「個人」の方が会員です。そのため、準会員の方が在籍されている企業の名で、『当社はDM協会の会員です』『当社はDM協会に加盟』などと説明したり明記したりすることはできません。

『当社はDM協会の会員です』と表現できるのは、企業会員である「正会員」だけとなります。
ご留意の上、ロゴマークをご活用ください。

※正会員社が差出すDMに使用する場合は、本ルールの「附則」に基づくものとします。

- ・会員向けロゴマークのデータは、協会ホームページの、会員専用ページからダウンロードできます。